

令和7年度 成年後見制度利用促進協議会 開催要項

- 1 目 的 令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。
第二期成年後見制度利用促進基本計画では、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、権利擁護支援における包括的かつ多層的な地域連携ネットワークの体制づくりが求められています。
本会では、愛媛県から「成年後見利用促進体制整備事業」を受託し、県域における成年後見制度のさらなる普及啓発と利用促進の取り組みの推進及び市町行政や関係団体等の状況や課題等を共有するとともに、担い手の育成や今後さらなる体制整備を進めるための支援策の検討等を行うことを目的に開催します。
- 2 主 催 愛媛県
- 3 実施機関 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
- 4 日 時 令和7年10月6日（月） 13：00～16：40
- 5 会 場 愛媛県総合社会福祉会館 2階「多目的ホール」
（松山市持田町三丁目8番15号）
- 6 参加対象 県及び市町行政、市町社会福祉協議会等で成年後見制度に関わる職員、社会福祉法人及び専門職団体等関係機関の役職員等
- 7 定 員 80名（定員を超えた場合、参加者の調整をお願いする場合があります。）
- 8 参加費 無 料

9 内 容

時 間		内 容
12：30～13：00	30分	受 付
13：00～13：05	5分	開 会・オリエンテーション
13：05～13：35	30分	【基調説明】 「成年後見制度等における最新の動向について」 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 成年後見制度利用促進専門官 大口 達也 氏
13：35～13：50	15分	【行政説明】 「第二期成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について」（仮題） 愛媛県保健福祉部 生きがい推進局 長寿介護課 介護予防係 係長 小山 加織 氏
13：50～14：05	15分	【説明】 「市町村長による後見開始の審判申立てについて」 松山家庭裁判所 後見係 主任書記官 清水 誠 氏
14：05～14：15	10分	休 憩

14 : 15～16 : 15	120分	<p>【グループスーパービジョンの手法を用いた協議・意見交換】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携ネットワークで支える判断能力が低下した人の支援 ～理想と現実について話し合おう～ ・成年後見制度こんな時どうする？ <p>○進行者 松山市障がい者南部地域相談支援センター センター長・主任相談支援専門員 藤本 篤 氏 (株)クロスサービス ケアサポートまつやま 管理者・主任相談支援専門員 山口 秀人 氏</p> <p>○助言者 愛媛弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 副委員長 山岸 義和 氏</p>
16 : 15～16 : 40	25分	<p>【連絡事項】</p> <p>各専門職団体からの情報提供等</p>
16 : 40		閉 会

- 10 参加申込 下記の申込フォームに必要事項をご入力の上、9月19日(金)までにお申し込み(送信)してください。

【お申込みフォーム】

<https://logoform.jp/form/XG6n/1202346>



- 11 個人情報 ご入力いただいた個人情報は、本連絡会の運営目的にのみ利用することとし、参加者名簿に氏名・所属・職名を掲載します。

- 12 連絡事項 (1) 会場の駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
(2) ご不明な点等がありましたら、下記までご連絡ください。

- 13 事務局 愛媛県社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉課 (担当：山下・高瀬)
〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号
TEL 089-921-8912 FAX 089-921-8939
Eメール kenri@ehime-shakyo.or.jp